

第四十七条第三項中「第六十六条第一項並びに第六十九条第一項及び第三項」を「及び第六十六条第一項」に、「協同組合法第六十九条第一項」を「協同組合法第六十九条」に改める。
 第百十三条第一項第二号、第三号、第九号から第十三号まで、第十六号及び第二十号から第二十三号までの規定中「第六十九条第一項」を「第六十九条」に改める。
 (航空機工業振興法の一部改正)

第三百七十二条 航空機工業振興法(昭和三十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
 第百十三条第一項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された財團法人」を「一般財團法人」に改める。

(商標法の一部改正)

第三百七十三条 商標法(昭和三十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人」を「一般社団法人」に改める。

(商工会议法の一部改正)

第三百七十四条 商工会议法(昭和三十五年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人を次のように改める。

(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の準用)

第十一条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条(住所)及び第七十八条(代表者の行為についての損害賠償責任)の規定は、商工会议について準用する。

第三十一条の次に次の一項を加える。

(会長の代理行為の委任)

第三十一条の二 会長は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

第五十二条の七の次に次の二項を加える。

(商工会议についての破産手続の開始)

第五十二条の八 商工会议がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、会長若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、会長は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の商工会议の能力)

第五十二条の九 解散した商工会议は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第五十二条の前項の見出しを削り、同条に見出として(清算人)を付し、同条の次に次の六条を加える。

(清算人による清算人の選任)

第五十三条の二 前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第五十三条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の職務及び権限)

第五十三条の四 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

第五十三条の三 前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行つたために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第五十三条の五 清算人は、その就職の日から一月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第五十三条の六 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、商工会议の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に對してのみ、請求をすることができる。

(清算中の商工会议についての破産手続の開始)

第五十三条の七 清算中に商工会议の財産がその債務を完済するに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の商工会议が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の商工会议が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第五十四条に見出として(財産処分の方法等)を付し、同条の次に次の六条を加える。

(裁判所による監督)

第五十四条の二 商工会议の清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(清算結了の届出)

第五十四条の三 清算が結了したときは、清算人は、その旨を經濟産業大臣に届け出なければならない。

(清算の監督等に関する事件の管轄)

第五十四条の四 商工会议の清算の監督及び清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第五十四条の五 清算人の選任の裁判に對しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第五十四条の六 裁判所は、第五十三条の二の規定により清算人を選任した場合には、商工会议が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、清算人及び監事の陳述を聽かなければならない。

(即時抗告)

第五十四条の七 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に對しては、即時抗告をすることができる。

第五十五条を次のように改める。

(検査役の選任)

第五十五条 裁判所は、商工会议の清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第五十四条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「商工会议及び検査役」と読み替えるものとする。